

会 議 録

会議の名称	使用料、補助金等見直し検討部会（第9回）
開催日時	平成22年6月25日（金） （午前・ <u>午後</u> ）3時00分 開会 （午前・ <u>午後</u> ）4時00分 閉会
開催場所	南館10階 大会議室
出席者	<p>【外部委員】 杉田宗三、棟田勝子</p> <p>【検討部会員】 楚和企画財政部長、小林財政課長、小田地域教育振興課長、中村政策法務課長、上田政策企画課長、岡本市民生活課長、原田市民活動推進課長、廣瀬福祉政策課長、鷹取障害福祉課長、染川こども政策課長、長澤商工労政課長、島本環境政策課長、岩片施設課長（代理）、島村市民学習課長</p> <p>【作業部会員】 北川障害福祉課長代理、下園政策企画課長代理、秋元財政課長代理、木村市民生活課長代理、青木市民活動推進課主幹、岩崎福祉政策課主査、徳永商工労政課長代理、井澤環境政策課主査、中田建設管理課参事、福田まちづくり支援課係長、山田施設課長代理（代理）、小島青少年課長代理、山田スポーツ振興課係長、足立財政課主査、野村議会総務課主幹</p>
欠席者	白川一郎、辻田素子、坪内隆、山本人権・男女共生課長、辻都市政策課長、山田建設管理課長、河井教育政策課長（代理出席者あり）、為乗学校教育推進課長、萩原消防総務課長、平林こども政策課係長、乾教育政策課参事（代理出席者あり）、加藤学校教育推進課参事、中井消防総務課長代理
事務局職員	係員3人
開催形態	公開（傍聴者1人）
議題(案件)	(1) これまでの検討状況の報告について
配布資料	<p>(1) 使用料等見直しの検討・報告事項</p> <p>(2) 愛センターの使用料見直しにおける取扱いについて</p> <p>(3) 子ども（中学生以下）料金の設定について</p> <p>(4) 学校施設料金（目的外使用）の見直しについて</p> <p>(5) 使用料等見直しの内容について</p> <p>(6) 使用料の改正状況について</p> <p>(7) 施設使用料 料金算定一覧</p> <p>(8) 今後のスケジュール（案）</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長 (企画財政部 長〔以下省略〕)	【議題1 これまでの検討状況の報告】 会議も最終段階となった。今回は、資料1に沿って、懸案事項やその他解説すべき事項を作業部会員から報告し、部会としての考え方を決定したい。
作業部会員	1 いのち・愛・ゆめセンター(隣保館)の取り扱いについて いのち・愛・ゆめセンターには隣保館としての機能があるが、貸館業務についてはコミュニティセンターや公民館と同様であるという考え方で検討を行ってきた。 最終的には、貸館部分をコミュニティセンターや公民館と同じ「地域集会施設」として位置付け、減免を適用することとする。
外部委員	資料2について、現状と3館一体化後で和室や多目的室の料金が変わっているのはなぜか。
作業部会員	地域集会施設の平均単価を元に、面積を乗じて料金を算出しているため、現状の料金とは変わるところもある。コミュニティセンターは元の料金が高かったため、料金は少し下がっている。
外部委員	なぜコミュニティセンターは料金が高いのか。施設が他よりも良いためか。
作業部会員	施設が新しく、料金を設定したのも最近なので、古くに料金設定をした公民館よりも高くなっている。
外部委員	建設当初の市場価格をもとに設定した料金を踏襲しているということか。
作業部会員	そのことに加え、コミュニティセンターの管理運営は、平成6年の建設当初から管理運営委員会に任せている。このため、委員会が施設の管理運営費用を利用料収入で賄えるだけの料金設定となっている。
外部委員	サービス面でも、コミュニティセンターと公民館とでは違いがあるのか。
作業部会員	貸館業務を行うという点では同じだが、公民館には担当者が常駐しているのに対し、コミュニティセンターでは担当者の常駐が午前中だけであったり、公民館で認められていない営利目的での利用や飲食がコミュニティセンターでは可能であったりと、多少の違いはある。
外部委員	コミュニティセンターの料金について、市民から苦情などはないか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	料金が高額だという意見はある。また、直営である公民館は職員が一日中常駐しているが、コミュニティセンターはそうではないという点についてもご意見をいただいているが、公民館とは性格に違いがあるので、それも含めて説明をして理解を求めるようにしている。
作業部会員	<p style="text-align: center;">2 子ども料金の設定について</p> 資料3に示すとおり、現状では、プール・体育館の個人利用やグラウンド・テニスコートの団体利用について、おおむね通常の半額程度の子ども料金を設定しており、体育館や文化施設での子どもの団体活動については、減免を適用している。 見直しの方向性としては、スポーツ施設・文化施設ともに通常の半額程度の子ども料金を設定し、利用申請時の審査でその適用を判断することとしたい。
外部委員	利用申請書の審査を行うということだが、審査基準は作っているのか。
作業部会員	まだ作っていないが、統一的なチェックシートやマニュアルを作成する予定である。その中で一定の基準を満たせば子ども料金を適用し、大人が使用しているなど内容に違反があることが分かれば、ペナルティも考える。
外部委員	子ども料金を設定するのは良いことだと思うが、これまで減免を幅広く適用してきた結果、減免対象の団体数が増えすぎたということもあるので、基準に沿って審査をすることが重要だと考える。
作業部会員	営利目的での施設利用であるかどうか等も分かるようなチェックシートを作成し、適正に審査をしたいと考えている。
外部委員	審査基準がはっきりしないと何とも言えない。基準について意見を求められているのではないのか。例えば、大人と子どもが混在している団体の場合はどうするのか。
作業部会員	営利を目的とした場合は適用できないだろうと考えている。それが明確になるような形で考えていきたい。また、大人の割合が50%以上であれば適用しないなど、一定の比率を設定することも考えたが、やはり難しい。このため、活動の趣旨・内容によって判断したいと考えている。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部委員	審査基準は、施設ごとに設定するのか。
作業部会員	全施設で統一した基準とする。
議 長	子ども料金に関しては、適用基準の問題が一番大きい。今後、詳細を定めて適正に運用していく予定であるので、もう少し時間をいただきたい。 現時点では、子ども料金を設定するという点について、了解をいただきたい。
作業部会員	3 学校施設の運動場、体育館等の料金(目的外使用)見直しについて資料4のとおり。
議 長	学校施設の目的外使用の料金は、もともと低い料金設定としており、昭和時代から同じ額であった。また、減免の適用によってほぼ無料に近い金額で使用されてきたが、今回の見直しで適正化を図りたい。 学校施設の目的外使用であり、維持管理費で単価を算出するのが難しいため、同規模施設の時間単価をベースとし、さらに、学校運営が優先されることや設備に差があることなどを考慮して、その2分の1の金額を料金とする。
外部委員	大人も子どもも入った野球チームは、子ども料金の適用はどうなるのか。
議 長	詳細は今後決定していく予定だが、他施設での子ども料金と同様に、活動の目的に応じて適用の可否を決定することになる。
外部委員	適用のための登録方法なども定めるのか。
議 長	子ども料金の適用は、登録ではなく、利用申請の際の内容審査によって行う予定である。
外部委員	「目的外使用」というと、これまではほぼ無料だったこともあり、利用者としては「申し訳ない」と思いながら使ってきたと思うが、一般施設並みに料金を取るということになれば、そういった気持ちが薄れるのではないか。料金を払っているのだから、という意識から、利用が雑になる恐れがある。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	利用者の気持ちまでは計り知れないが、他の施設と同様に、利用方法についてはマナーの問題である。その点については、指導していきたい。
外部委員	自治会の運動会などで使用する場合は、減免が適用されるのか。
作業部会員	市主催・共催行事は無料となる。資料4は、あくまで団体利用の料金である。
作業部会員	もともと市が施設を使う場合は免除なので、それと同様の扱いとなる。
議 長	<p style="text-align: center;">4 その他</p> <p>資料5以降は、ここまでの検討内容のまとめとなっている。 資料5の1ページ目の枠内は、前回の指摘を受けて文章を修正した。 資料6は使用料全体の改正状況を示す資料である。 資料7は実際に算定した改定料金の最終案である。これについては、事務局で最終確認を行う。 資料8には、今後のスケジュールを示している。本日欠席の委員には、後日説明を行って了承をいただく予定である。その後、政策推進会議に案を諮り、パブリックコメントを実施する。また、7月からは補助金の見直しについても検討を始める。</p>
外部委員	パブリックコメントは、どのような手段で行うのか。
作業部会員	資料をまとめた冊子を作成し、ホームページ及び市役所情報ルーム等で公表する。これを市民に見てもらい、意見を受け付ける。意見の提出方法としては、郵送や電子メールのほか、ホームページ上から簡易電子申込システムを利用するという方法もある。
外部委員	全ての人がホームページを見られるというわけではないと思うが、どのように周知するのか。
作業部会員	<p>ホームページのほか、広報誌の7月号にパブリックコメント募集についての記事を掲載している。</p> <p>なお、パブリックコメントで公表する資料は、事前に外部委員にもお示ししたいと考えている。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	パブリックコメントで公表する資料と、募集期間中に寄せられた意見は、外部委員に後日送付する予定である。
作業部会員	今回の見直し内容は、コミュニティセンターや公民館にも影響があるので、これらの施設にもパブリックコメントの資料を設置したいと考えている。
外部委員	パブリックコメントの資料は、もう作成しているのか。
作業部会員	まだ作成していないが、改定の基本的な考え方と、料金がどう変わるのかが分かる資料を示す予定である。
議 長	基本的には、検討部会で示した資料を基本として、内容を整理する。
議 長	使用料、手数料については、これをもって検討部会案としたい。
	以上